

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一原子力発電所

特定原子力施設に係る実施計画の変更認可申請

(1～4号機出入管理所周辺の管理対象区域の区分変更等)

に係る審査書

令和5年7月26日

原子力規制委員会

1. 経緯

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 64 条の 3 第 2 項の規定に基づき、「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」（令和 5 年 5 月 10 日付け変更認可。以下「実施計画」という。）について、令和 5 年 4 月 10 日付け廃炉発官 R5 第 4 号（令和 5 年 7 月 19 日付け廃炉発官 R5 第 55 号で一部補正）をもって、1～4 号機出入管理所周辺の管理対象区域の区分変更等に係る実施計画の変更認可申請書（以下「変更認可申請」という。）の提出があった。

2. 変更認可申請の内容

1～4 号機出入管理所の入口変更及び休憩所拡張のため、新たな入口となる免震重要棟の一部を汚染のおそれのない管理対象区域から管理対象区域へ区分変更するとともに、既認可の入口である免震重要棟と事務本館をつなぐ通路及び新たな休憩所となる事務本館の一部を管理対象区域から汚染のおそれのない管理対象区域へ区分変更する。

3. 審査の視点

原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）は、変更認可申請が、「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について」（平成 24 年 11 月 7 日原子力規制委員会決定。以下「措置を講ずべき事項」という。）のうち、「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」を満たし、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分であると認められるかどうかについて審査した。

4. 審査内容

措置を講ずべき事項「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」では、運転管理、保守管理、放射線管理、放射性廃棄物管理、緊急時の措置、敷地内外の環境放射線モニタリング等適切な措置を講ずることにより、「Ⅱ. 設計、設備について措置を講ずべき事項」の適切かつ確実な実施を確保し、かつ、作業員及び敷地内外の安全を確保することを求めている。

東京電力は、1～4 号機出入管理所の入口変更及び休憩所拡張のため、新たな入口となる免震重要棟の一部を汚染のおそれのない管理対象区域から管理

対象区域へ区分変更するとともに、既認可の入口である免震重要棟と事務本館をつなぐ通路及び新たな休憩所となる事務本館の一部を管理対象区域から汚染のおそれのない管理対象区域へ区分変更としている。

東京電力は、管理対象区域及び汚染のおそれのない管理対象区域間の区分変更にあたっては、実施計画Ⅲ第1編及び第2編「第7章 放射線管理」の規定に従い、表面汚染密度や空気中の放射性物質濃度等に基づく区分の設定・解除、定期的な線量の測定等を行うとしている。

規制委員会は、実施計画Ⅲ第1編及び第2編「第7章 放射線管理」に規定する管理対象区域及び汚染のおそれのない管理対象区域間の区分変更に係る要件を踏まえ、適切に管理対象区域内の区分を変更するとともに、当該規定に基づき、適切に区分の維持・管理を行うことを確認した。

以上のことから、規制委員会は、措置を講ずべき事項「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」を満たしているものと認める。

また、規制委員会は、東京電力が変更認可申請において、上記の管理対象区域の区分変更に合わせて、既に安全機能を有しない夜間作業用のLED照明の撤去やD排水路運用開始に伴う放射線モニタの新設等に係る実施計画の記載を変更しているが、これらについては、過去に認可した設備の運用状況等を踏まえたものであり、措置を講ずべき事項を満たすものであることに影響を与えるものではないことを確認した。

5. 審査結果

変更認可申請は、措置を講ずべき事項を満たしており、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分であると認められる。

以 上